

会 員 各位

関東信越税理士会新潟県支部連合会

会 長 真 島 一 誠

研修部長 豊 田 智

共催 新潟県税理士協同組合

## 新潟県連特別研修会のご案内

令和4年度新潟県連特別研修会を下記のとおり開催いたします。会員並びに職員多数の受講をお待ちしております。**※研修会場の定員の都合上、受講は会員優先とします。**

記

1. 日 時 **令和4年7月4日（月）**  
**10:00 ～ 16:00**（受付9:00～）

2. 会 場 **<本会場>**

**ANAクラウンプラザホテル新潟（定員300人）**

新潟市中央区万代5-11-20 TEL 025-245-3333

**<サテライト会場>**

**ホテルニューオータニ長岡（定員150人）**

長岡市台町2-8-35 TEL 0258-37-1111

**ホテルハイマート直江津（定員60人）**

上越市中央1-2-3 TEL 025-543-3151

**※申込み順に定員に達した場合は、受講会場を変わっていただく場合があります。**

3. テ ー マ

『改正電子帳簿保存法・令和4年1月1日施行(2年間の<sup>ゆうじよ</sup>宥恕措置あり)』

**電子帳簿保存法の改正とインボイス制度導入までの実務対応ー税務行政のDX化の促進ー』**

4. 内 容

改正電子帳簿保存法が令和4年1月1日から施行されましたが、宥恕措置が規定され、令和5年12月31日までの間は、やむを得ない事情があれば、電子データを出力することにより作成した書面による保存が認められることとなりました。一方で、その直前の令和5年10月1日からはインボイス制度が導入されます。そのため、インボイス制度が先行し、すぐに宥恕規定の解除となることから、課税事業者であれば、インボイス制度と電子帳簿保存法の2つの制度の関係を理解することが必須となります。

また、令和4年度税制改正では、「隠蔽仮装行為に基づく確定申告提出時の損金算入制限措置」（令和5年1月1日開始事業年度以降）、「帳簿の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置」（令和6年1月1日開始事業年度以降）など記帳水準の向上に資さない事業者へのペナルティ措置が導入されました。

これら、全ての改正は税務行政のDX化の促進という大きな流れの中にあります。

セミナーでは、電子帳簿保存法の改正とあわせて、これらの改正の実務への影響についてもお話しいたします。

5. 講師 **税理士 佐藤 敏郎 氏**（東京地方税理士会所属）

6. 受講料 **会員・職員 5,000円**（昼食・テキスト代込み）

7. 申込方法 下の払込票に必要事項をご記入の上、**6月16日（木）**までにお振込みください。

※キャンセルは6月23日（木）までお受けします。以後のキャンセル及び当日の欠席の場合、受講料の返金はいたしません。研修会終了後にテキストをお送りいたします。

※ サテライト会場（長岡、直江津）はインターネットライブ中継となります。

※ **研修受講カードをご持参ください。（研修時間5時間）**

※ 調査立会の延期要請は6月16日（木）までの申込分で受講者名簿を作成し、県下全税務署に送付いたします。

◆ お問い合わせ 関東信越税理士会新潟県支部連合会 事務局

TEL 025-225-2202 FAX 025-225-5499